

# 芦屋市教育振興基本計画の骨子（案）について

芦屋市教育振興基本計画策定委員会事務局

## 目次構成（案）

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨及び位置づけ	1
2	計画の期間及び推進	1
第2章	芦屋の教育のめざす姿	2
第3章	教育施策の重点目標	3
第4章	教育施策の重点目標に対する具体的な取組内容	6
資料編		
①	芦屋の教育に関する現状・課題	
②	<u>芦屋市の教育に関する現状データ（後日変更予定）</u>	

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨及び位置づけ

国においては、平成18年に教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」、「伝統の継承」などが、従来の理念に加えて新たに教育の目標に位置づけられるなど、新しい教育の基本理念が示されました。

また、国に教育振興基本計画の策定が義務づけられたとともに、地方公共団体においても地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることと規定されました。

これを受け、国は平成20年7月、兵庫県は平成21年6月に同計画を策定したところであり、本市においても新しい教育の方向づけが求められています。

本市は、全国でも有数の住宅都市として発展してきました。また、市民の教育に対する関心も高い地域です。

平成20年度から、「知識基盤社会」の時代といわれる社会の変化の中で、心豊かにたくましく生きる力を育成することを本市の最重要課題のひとつとしてとらえ、「教育のまち芦屋」を発信できるよう努めてきました。

また、生涯学習の分野でも、「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できることを目的に生涯学習を推進できるよう努めてきました。

今後、情報化、国際化、少子高齢化が一層進み、経済の変化、制度改革など、社会の構造的な変化、また、学校や家庭、地域のあり方やその機能の変化の中で、自ら考え、判断し、たくましく生きる力の育成が、ますます重要となっています。

そこで、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び兵庫県の計画を参酌しながら、中期的な取組の考え方や具体的施策を示す目的として、本市の実情に応じた教育の基本的な計画となる「芦屋市教育振興基本計画」を策定するものです。

本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

## 2 計画の期間及び推進

本計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

この間の本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って今後具体的施策を進めていきます。

計画の進捗状況については、その成果の評価・検証を行いつつ、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

## 第2章 芦屋の教育のめざす姿

本市においては従来から「人間力」の育成や「地域力」の向上に取り組んできました。あわせて豊かな情操と道徳心、自律心、公共の精神など、今、求められている教育の理念を示した改正教育基本法に基づき、今後とも子ども一人一人に「豊かな人間力」をはぐくんでいくことが求められるなか、その実現に向けて、信頼され魅力ある学校園のもとで成熟した地域社会と一体となって教育活動を進めていくことが重要です。

### 「教育のまち芦屋をめざして」

#### —信頼される学校，成熟した地域ではぐくむ豊かな人間力—

- 幅広い知識や教養を身につけ、心身ともに健康で、豊かな情操や道徳心、命や人権を大切にす  
る態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質・能  
力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培う
- 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の中で支え合い、  
地域に貢献しようとする意欲や態度を身につける。また、一人一人が社会を構成する一員とし  
ての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体  
的に行動する力を培う
- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養  
うとともに、幅広い知識、教養、柔軟な思考力に基づく判断力やコミュニケーション能力を培  
うなど、国際文化住宅都市の芦屋市民として国際社会の平和や発展に貢献する力を培う

以上の培うべき力を得た結果としての、芦屋市が目指すべき人間像は次のとおりです。

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に向けて努力する人
- (2) 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、明日の芦屋の担い手となる人
- (3) 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等、世界に通  
用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

学校はもとより、家庭や地域は子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任を持ち、子どもたちの教育に社会全体で取り組んでいなければなりません。本市においては、これまでも市民の参画と協働により地域の人達が教育にかかわる機会の創出に努めてきていますが、今後は学校等の教育機関・家庭・地域との連携をさらに進めていくことが重要です。

## 第3章 教育施策の重点目標

芦屋の教育のめざす姿を実現するための教育施策の重点目標を定め、それぞれについての基本的認識やめざすべき方向を示します。

### 1 「豊かな人間力」をはぐくみ、個性と創造性を伸ばす教育に取り組みます

「知識基盤社会」といわれるこれからの時代の中で、子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、個人として豊かな人生を送るためには、「豊かな人間力」をはぐくむこと、すなわち、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てることが重要です。

全国学力・学習状況調査によると、本市の児童生徒は知識や技能の定着については一定の成果が認められるものの、それらを活用する力や学習意欲、学習習慣、生活習慣に課題があり、このような子どもの状況をふまえた学力向上に取り組み、「確かな学力」を確立することが求められています。

また、社会のモラルの低下、家庭や地域の教育力の低下などが、こどもたちの豊かな心の育成に影響を落としており、学校・家庭・地域が連携して人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度など、人生や新しい社会を切り拓く基盤となる力を育成することが求められています。

さらに子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、人間形成の基盤である「健やかな体」を育成することが重要である。学校教育はもとより、地域においても、幼少時から子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備するとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進することが求められています。

「豊かな人間力」の育成に関しては、発達段階に応じた教育を行うことが重要であり、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期の教育の充実が、これからの学校における教育への円滑な接続の観点からも求められています。

また、社会の複雑化や構造化が進む中、望ましい勤労観、職業観をはぐくむため、各学校におけるキャリア教育の充実が求められています。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」の確立に取り組みます。
- 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します
- 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組みます。
- 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組みます。

## 2 命と人権を大切にす教育の充実に取り組みます

本市では、阪神・淡路大震災の復興の過程の中で、「命の大切さ」を実感し、「助け合いの精神」を学ぶとともに、「困難や逆境に負けない強い心」をはぐくむ教育を推進してきました。

今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別など、様々な人権問題が生じています。特に次世代を担う子どもたちに関しては、いじめや虐待などの事態が深刻化しています。

さらに新渡日の人々を含む多くの外国人児童生徒においては、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、いじめを受けるなどの諸問題も生じています。そのため市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育の取組を一層推進し、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな共生社会を実現することが求められています。

また、いじめや不登校等で悩んでいる子どもの数は依然として少なくなく、子どもの悩みなどを積極的に受け止め、適切に対応することが求められています。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育に取り組みます。
- いじめ、不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組みます。

## 3 信頼され魅力ある学校づくりに取り組みます

本市の特徴として、私立の小中学校を選択する家庭の割合が特に高いことがあげられます。こうした家庭が私立学校を選択する理由には、中高一貫教育等、私立学校の特色ある教育をあげる一方で、公立学校に対する学習指導、生徒指導・学習環境全体への不満や不安を感じているケースも少なくない状況があります。公立学校が子どもや保護者、地域にとって魅力あるものとなり、積極的に地域の学校を選択していくよう、教育環境の整備や、新たな学校間の連携システムの確立などに取り組むことが必要です。

また、学校は積極的に情報公開を進めるなど、開かれた学校づくりを一層進め、学校と家庭、地域との信頼関係を確立することが求められています。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 教員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教員研修の充実に図ります。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保します。
- 快適で魅力ある学習環境を整えます。
- 小中間の新たな連携システムを構築します。
- 「開かれた学校づくり」を進めます。

## 4 学校園・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの育成を支えます

本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって地域の活動を行っています。そのような中で、平成20年6月に取りまとめた「生涯学習に関する意識調査報告書」によると、以前に比べ家庭や地域の教育力が低下しているとの結果が出ました。

家庭の教育力の低下の最大理由としては「子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」、地域の教育力では「個人主義の浸透（他人との関与を歓迎しない。）」となっています。

今後、家庭と地域がそれぞれの教育力低下要因を克服し、子どもたちの育成を支える核となることが求められています。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 地域社会が一体となって子どもたちの育成を支えるため、自治会、コミュニティ・スクール、PTA代表などをはじめとする諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。
- 子どもたちの安全・安心な活動拠点として、放課後や週末などの学校を活用し、地域の人々の参画を促し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。
- 家庭の教育力については、PTCA活動等の活性化支援をとおして、子育ての不安低減を目指すとともに、各家庭における家庭内教育の重要性の浸透を図ります。

## 5 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

多様化、高度化、個別化する学習ニーズに対応し、学習者にとって利用しやすい学習機会を拡充するためには、「いつでも、どこでも、だれでも」が活用できる、情報発信や講座開設などのソフト面と、関連施設（ハード面）をともに充実させる必要があります。

また、市民が日常生活のなかで「芦屋文化」を身近に感じられる環境づくりを進め、心豊かな社会の形成を目指すため、芦屋市文化基本条例に基づく市長部局と連携した取り組みも必要です。

これらの取り組みをとおして、各個人の学習成果が地域社会における活動推進や課題解決に活かすことができるようになれば、地域社会全体の持続的な教育力の向上が可能となります。

スポーツ活動は、運動競技、健康、体力づくりのほか、仲間同士のふれあいや交流を通して、明るい地域社会を形成するためにも大きな役割を果たします。市民がいつでもどこでも気楽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりの推進が不可欠です。

以上の基本認識に立ち、以下の目指すべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図ります。

- 生涯学習基盤の整備・拡充を図ります。
- 社会教育と学校教育との連携を拡充します。
- 様々な機会を活かした、学習成果発表の場を構築していきます。
- 「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開していきます。

## 第4章 教育施策の重点目標に対する具体的な取組内容

### 1 「豊かな人間力」をはぐくみ、個性と創造性を伸ばす教育の推進

- 学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」に取り組む
  - (1) 基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力の育成など、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を創造し、児童生徒が「確かな学力」が身につけられるよう研究を推進する。
  - (2) 児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査、又は市独自の学力調査を継続的に実施する。あわせて、その結果から児童生徒の学力や学力と学習状況の関係等を分析、検証し、課題の改善に向けた取組を支援する。
  - (3) 児童生徒の学力差に対応するため学習指導補助員の適切な配置と有効な指導についての研究を推進する。
  - (4) 子ども読書の街づくり推進事業の成果と課題を踏まえ、豊かな言語力や表現力を育成する観点から、朝読書や家読運動の推進等、読書活動のさらなる充実を図る。また、学校図書館の環境整備及び利用促進に向けて学校図書の情報化・ネットワーク化を進める。
  - (5) 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行なうため、障がいのある児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導・支援の充実を図る。また、特別支援教育センターの学校支援のための機能のさらなる拡充を図る。
- 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育に取り組む
  - (1) 教育用 PC の適切な整備に努めるとともに、子どもたちが情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や「情報モラル」を適切に身に付けるための指導を充実させる。
  - (2) 外部講師の活用や、中学校との連携を通して、小学校における外国語活動の充実を図る。
  - (3) 児童生徒に勤労観や職業観を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促すために、小学校段階からキャリア教育を推進する。
- 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組む
  - (1) 子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむため、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制のもと、道徳教育の指導計画づくりや指導方法・指導体制に関する研究や教材の作成等に取り組む。
  - (2) 生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるために自然体験活動や集団宿泊訓練、職場体験活動、奉仕活動や文化芸術活動など、芦屋市の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供する。
- 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組む
  - (1) 児童生徒の体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善に活用するため、全国体力・運動能力調査を実施し、その結果から児童生徒の体力と運動習慣との関係进行分析・検証し、学校や地域における体力向上の取組を推進する。
  - (2) 家庭・地域と連携した健康教育及び食育を推進する。

## 2 命と人権を大切に教育の推進

- 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進する
  - (1) 学校園や地域全体が安全、安心な環境となるよう、地域と連携した安全教育及び防犯教育を実施するとともに、子ども自身が自らの危険を予測し、自ら安全に行動できる力を身につけさせる。
  - (2) 震災の教訓を語り継ぐことの大切さを踏まえ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる新たな防災教育を推進する。
- 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育に取り組む
  - (1) 人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、主体的に行動できる子どもを育成する。
  - (2) 異なる文化的背景をもつ子どもが、学校や地域で生き生きと生活し、学習できる環境整備に努める。
- いじめ・不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を育てるシステムの充実に取り組む。
  - (1) いじめ、暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応につながる効果的な指導や関係機関と連携した取組を推進する。
  - (2) 教育相談を必要とする子どもや保護者が適切な教育相談を受けられるよう、体制整備に努める。
  - (3) 不登校児童生徒の学校復帰を支援するプログラムづくりの研究を推進する。

## 3 信頼され魅力ある学校づくりの推進

- 教員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教員研修の充実を図る  
教員は子どもたちの心身の発達や人格形成に大きな影響を与える存在であることを踏まえ、その資質や実践的指導力を絶えず向上させるための様々な教育課題に応じた教員研修の充実を図る。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保する  
教員が、一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員の配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化等に総合的に取り組む。
- 快適で魅力ある学習環境を整える  
児童生徒が快適で充実した教育環境の中で学習活動が進められるよう、老朽化した校舎の建て替えも含めた学校の施設設備の改修を検討する。
- 小中間の新たな連携システムを構築する  
小中学校間の指導の段差の解消や児童生徒の学力の向上等をめざして、小中連携の取組を推進し、教員の交換授業、合同授業研究や9年間を見通したカリキュラムの作成等についての研究を進める。
- 「開かれた学校づくり」を進める  
学校評価等を通じて「開かれた学校づくり」を進め、公立学校の魅力を発信する。

## 4 学校園・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの育成を支えます

- 地域社会の諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充
  - ① 学校運営や学校支援活動に関する組織等を学校毎に一元化し、学校・家庭・地域三者連携の

強化を図る学校地域連携促進事業の研究及び学校行事と地域行事の情報共有推進

- ② 参画と共同による地域教育ネットワーク構築を目指す，全市的な取り組みである地域教育推進会議の活動支援
- ③ 学校教育を支援するゲストティーチャー，教育ボランティア等の登用
- ④ 学校施設に対する地域でのボランティア活動の安定的な提供実現
- 子どもたちの安全・安心な活動拠点の提供
  - ① 「ひょうご放課後プラン（子ども教室型）事業」の実施日及び内容（読書推進，体力向上に向けた新規事業の開拓など）の拡充
  - ② 子ども見守り，パトロール活動の拡充支援
  - ③ コミュニティスクールとの連携
- 家庭内教育の重要性の浸透
  - ① 親に対する学習機会の提供（公民館「親学講座」実施など）
  - ② 親に対する情報の提供（家庭教育手帳等の配布活用など）

## 5 「いつでも，どこでも，だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

- 生涯学習基盤の整備・拡充
  - ① 「出前講座」及び「公民館講座」の内容及び周知方法充実
  - ② 文化財の周知・啓発等の広報活動の充実
  - ③ 市長部局の文化振興との連携
  - ④ 市民センター事業の拡充（「夢ステージ」など）
  - ⑤ 市民センター施設（別館1階）の機能強化
  - ⑥ 図書館「市内北部拠点」の整備
  - ⑦ 美術博物館「芦屋寺子屋セミナー」「古文書講座」等の充実
- 社会教育と学校園との連携
  - ① 景観，歴史的建造物及び史跡等への理解促進
  - ② 読書啓発のための公共図書館の機能強化
  - ③ 美術博物館と幼・小・中学校が連携した「美術レクチャー，造形教室，ワークショップ」充実と利用促進
  - ④ その他社会教育施設における教育活動の充実
- 学習成果発表の場の構築
  - ① 社会教育関連ボランティアの育成
  - ② 市民協働による事業及び施設運営の充実（図書館打出分室）
- 「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開